

市街地開発事業

土地区画整理事業

「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的とする土地区画整理事業は、一定の施行地区を対象に、道路、公園、広場等の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る面的な広がりをもった整備事業であり、都市計画を実現する上で、有効かつ基本的な手法として広く行われている。

本市もその定義に基づき、これまで組合施行等により積極的に実施してきている。現在、椿地区は、施工中であり、産業用地開発等が積極的に行われている。

土地区画整理事業

地区名	施工者	計画決定 年 月 日	区 域 決 定			認可公告 年 月 日	施 行		備 考
			告 示	面積 (ha)	種 別		年 度	面積(m ²)	
神 戸	市	S35. 3. 26	建 693	22. 4	宅地造成	S33. 10. 21	S33～S39	217, 923	
玉 垣	〃	S38. 1. 26	建 101	32. 4	〃	S39. 4. 17	S39～S43	324, 991	
高 岡	組合					S44. 7. 25	S44～S50	52, 251	
平 田 算 所	〃	S45. 7. 17	建 504	31. 0	宅地造成	S45. 10. 20	S45～S50	315, 489	
野 町	〃					S46. 10. 19	S46～S50	81, 046	
矢 橋	市	S48. 3. 5	市 9	5. 6	宅地造成	S48. 6. 1	S48～S54	56, 014	
住 吉	組合					S49. 10. 8	S49～S51	125, 985	
神 戸 地 子 町	〃					S50. 2. 18	S49～S52	16, 873	
北 長 太	個人					S51. 3. 26	S50～S51	8, 263	
桜 島	組合	S52. 3. 15	県 151	89. 5	宅地造成	S52. 7. 19	S52～S57	878, 639	
岸 岡	〃					S53. 8. 25	S53～S55	23, 006	
西 玉 垣	〃					S55. 9. 30	S55～S59	89, 969	
西 条	〃	S56. 4. 17	県 201	39. 6	宅地造成	S56. 10. 30	S56～H1	394, 365	
江 島	〃	S53. 7. 2	県 351	42. 3	〃	S58. 1. 28	S57～H11	423, 185	
原 永	〃					S58. 7. 19	S58～S63	149, 994	
岸 岡 大 通	〃					S58. 9. 6	S58～S61	33, 274	
打 越	〃					S59. 7. 10	S59～S62	133, 454	
高 岡 山	〃	S62. 4. 24	県 235	46. 3	宅地造成	S63. 2. 12	S62～H13	462, 124	
西 条 第 二	〃	H3. 10. 31	市 63	11. 8	〃	H2. 8. 31	H2～H8	117, 760	
野 町 東 部	〃	H3. 4. 16	県 271	30. 7	〃	H3. 12. 6	H3～H14	307, 240	
天 名	〃					H4. 1. 21	H3～H8	167, 631	
千 代 崎 駅 前	〃					H6. 1. 11	H5～H9	11, 755	
白 江	〃	H13. 6. 28	市 89	25. 7	宅地造成	H14. 4. 2	H14～H31	257, 415	
南 玉 垣・白 子	個人					H23. 10. 25	H23～H26	175, 713	
鈴鹿 PA スマート IC 周辺	組合					R2. 1. 24	R1～R6	177, 369	
計 25 地区				377. 3				5, 001, 728	

令和 7 年 3 月 31 日現在